

議会運営委員会記録

1 日 時 令和2年3月4日（水曜日）
開 会 午前 9時15分
閉 会 午前 9時24分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 押 田 大 祐

// 江 西 照 康

// 高 田 真 里

// 高 道 秋 彦

// 東 篤

// 成 田 光 雄

// 高 田 重 信

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	島 隆 之
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

局長	島 静一
理事（事務局次長）	浦野 弘司
参事（庶務課長）	中村 敏之
参事（議事調査課長）	福原 武
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主査	酒井 優

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）を許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に高田 重信委員、柞山委員を指名いたします。

本日の協議事項は、この後、午前10時から開会される本会議の進め方についてであります。

初めに、本日、代表質問を予定されていた堀江議員から、事前に、体調不良により本日の本会議を欠席し、代表質問を辞退される旨の届け出がありました。

そこで、議長より、堀江議員については本日の議事日程に掲載しないこととし、次の発言順位である村石議員が繰り上がり、代表質問を行うこととなる旨の判断を示しておられますので、御承知おき願います。

最後に、委員外議員から発言申出書が提出されております。これを許可することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、委員外議員の発言を許可することに決定いたしました。
赤星議員の発言を許します。

赤星議員 発言の許可をいただき、ありがとうございます。ただいまの堀江議員が通告されていた代表質問を取り下げることについて、大変残念に思いますし、堀江議員におかれては体調不良ということで心配でございます。今回は取下げということに決められたので仕方ないかもしれませんが、今後のことを考えますと、またこのようなことがないとも限りません。代表質問というのは、一つの重い発言の機会ですし、質問というのは議員だけのものではなくて市民のものでもあると思います。そういった大事な発言の機会を、議会のみんなで全力で守らなければならないのではないかと思います。今後、代表質問の通告をしたけれども、病気などやむを得ない理由で通告した本人が質問できなくなった場合にどうするのか。今、その取扱いや規定は会議規則にはございません。これは同一会派内のほかの議員が代わって発言できるようにすべきだと思います。

合併前の富山市議会での話なのですが、私どもの日本共産党会派の議員団長が、代表質問の通告をしたその日に具合が悪くなって病院に行って検査をしたら脳内出血で、そのまま入院したということがありました。そのときは議員団長とは別の議員が代表質問に立ったという事実がございます。

今後のことを考えて、取扱いについて会議規則に加えることなどができないか、皆さんでぜひ御議論いただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

柞山委員

今日は、先ほど委員長が言われたとおりでいいのだろうと思いますけれども、議長がその判断に至った経緯を事務局から少し説明していただいたほうがいいのかなと思います。よろしくをお願いします。

議事調査課長

まず質問権ということが問題になってきます。代表質問と言えども質問権は議員個人についてのものであります。したがって、代理質問はできないということが定説になっております。そのため、別の議員が改めて質問することになれば、質問の通告からやり直すということになります。今回の場合、質問の通告期限一今は定例会初

日の正午までとなっておりますが、例外的なものは何も認めておりませんし、そういった申合せにはなっておりません。議長としては、昨日の時点で取下げの申し出がありましたので、やむを得ず質問を取り下げることを受理したということでございます。

柞山委員　これは堀江議員と公明党での対応なのですが、公明党としてはどのように思っておられるのかお聞きしたいと思います。

佐藤委員　先般の議会運営委員会で、新型コロナウイルス感染症対策についてという資料が配られていました。そのときに私はそこまで考えたかということ、うかつであったという部分はあるのですが、その資料の「議会運営にかかる対応」の中に実はきちんと記載されていまして、「質問等の発言通告を行った議員が当日の本会議を欠席した場合、会議規則第52条第3項の規定により、通告の効力を失うことになる。」ということで、会議規則にも記載されております。

さきの各派代表者会議でも確認をしていたということがありますので、今回、私も堀江会長も、このことについては代表質問も同じだという認識を持っておりました。本人は、多

分、入院していたとしても仮退院をしてでもやるしかないなということを思っていたと思います。しかし、ドクターストップがかかりましたので。

今回のことについては、議会運営委員会でも確認いたしましたし、さきの各派代表者会議でもこれがそのまま確認されているという事実がありましたので、これをあえて問題にできないタイミングだなと思ったことから、そのまま私たちから辞退をさせていただくという流れをつくらせていただきました。

直近に皆さんで合意して、私たちもこれに合意したという立場でしたので、公明党がそれを根底から覆すようなことを提案することはできないという判断をさせていただきました。

高田 重信委員 今ほど赤星議員も言われましたが、富山市議会において代表質問ができるのは年1回です。代表質問の持つ意味というのは富山市議会にとって大きなものがあると思っております。今日すぐにどうこうはできないと思いますが、今後に向けて一自民党がこのようになると大変なことになると正直思っているところもありますので一今後の在り方については各派代表者会議などで協議してもいいのかなという思いでおります。

今日のことについては決まったことですので、それはそれとして、またどこかの場で協議すればよろしいのかなと思います。

委員長

赤星議員から今ほどこういった発言がありましたけれども、高田 重信委員が言われるように、今日ここで決定するような話でもありませんので、これをどのように決めていくのかはこれからだと思います。今後の検討課題として本委員会の中で扱っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。これをもって、議会運営委員会を閉会いたします。

令和 2 年 3 月 定 例 会
(令和 2 年 3 月 4 日)

議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長 金 厚 有 豊

署名委員 高 田 重 信

署名委員 柞 山 数 男